

日本医療機能評価機構から産科医療補償制度改定についてのお知らせ

産科医療補償制度について 2022 年 1 月より、産科医療補償制度の補償対象基準が改定され、低酸素状況を要件としている個別審査を廃止し一般審査に統合して、「在胎週数が 28 週以上であること」が基準となります。

これは、機構内に設置された「産科医療補償制度の見直しに関する検討会」の報告書の内容が、2020 年 12 月 23 日付で、厚生労働省の社会保障審議会医療保険部会における「議論の整理」で取りまとめられ、産科医療補償制度の見直しに関する報告書のとおり 2022 年 1 月の改定が了承されたことによります。

<産科医療補償制度の見直しに関する報告書>

<http://www.sanka->

[hp.jcqh.or.jp/documents/committee/pdf/minaoshinikansuruhoukokusho20201204.pdf](http://www.sanka-hp.jcqh.or.jp/documents/committee/pdf/minaoshinikansuruhoukokusho20201204.pdf)

<社会保障審議会医療保険部会における議論の整理>

議論の整理→P14~

参考資料→P75

リンク先→https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15749.html

2022 年 1 月産科医療補償制度改定の概要については、別ファイルに纏めておりますのでご参照いただけますと幸いです。どうぞよろしくお願い申し上げます。

公益財団法人 日本医療機能評価機構
産科医療補償制度運営部